

# 水産加工事業者の従業員用 宿舎の整備を支援します！

## 1 事業目的

沿岸市町村の基幹産業である水産加工業を対象に、事業者が行う人材確保に必要な受入環境の整備を支援します。

## 2 事業内容

水産加工事業者が新規雇用者向けに宿舎を確保する場合、県と市町村が共同して補助します。

## 3 支援対象及び補助金額（水産加工事業者向け支援内容）

補助対象（※1）	補助率（※2）	補助上限額
①宿舎の新築、増築、購入（新築）	1/2	2,000万円 （ただし、新規雇用者1人当たり200万円以内）
②宿舎の改修、購入（中古）		1,000万円 （ただし、新規雇用者1人当たり100万円以内）

※1 整備した宿舎を、他の水産加工事業者と共同利用することも可能です。（要事前承認）

※2 県と市町村で1/4ずつ補助します。

## 4 事業イメージ



## 5 申し込み先

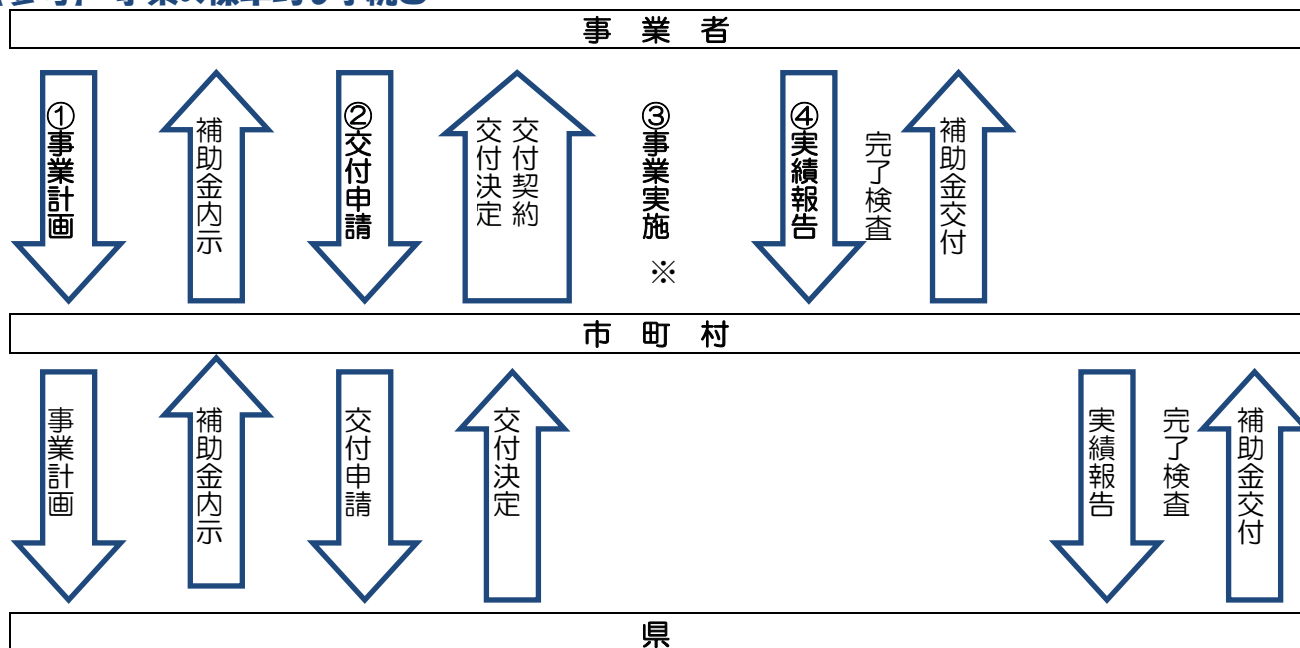
各市町村（沿岸12市町村の水産関係課又は商工関係課）

※市町村によって事業の実施状況は異なります。

## 6 お問い合わせ先

各市町村 又は 岩手県復興くらし再建課【019-629-6930】

## 【参考】 事業の標準的な手続き



※ 補助事業は、原則として、県及び市町村からの補助金交付決定を受けてから事業着手する必要があります。交付決定を受けずに着手してしまった場合は補助の対象外となりますので、ご注意下さい。

## ○ 補助対象とならない経費の範囲

■対象とならない経費の例	■対象とならないものの例
事業者が所有しない宿舍の整備に係るもの	事業者の所有として登記しない宿舍の整備
事業者が直接従業員確保に使用しないもの	他者に貸し出すための宿舍（水産加工業協同組合等が組合員のために整備する場合※及び水産加工事業者（代表事業者）が整備した宿舍を複数の水産加工事業者と共同利用する場合※を除く。） ※いずれも補助金交付申請時に所定の手続を経ておく必要あり。
土地の整備等に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の取得費</li> <li>・整地・嵩上げ、外構工事、駐車場の整備</li> <li>・建物、施設等の撤去、処分費用（改修の場合を除く）</li> </ul>
宿舍の整備に含まれないもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・備品、什器（作り付けの家具及び冷暖房器具を除く）</li> <li>・コピー機、パソコン等の事務用品</li> <li>・事務所、休憩所等の従業員の厚生施設</li> </ul>
間接的な経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手数料、保険料、通信費、印紙代、雑費等</li> <li>・租税公課（不動産取得税、登録免許税等）</li> <li>・法令に基づく申請費用（建築確認申請費等）</li> </ul>
事業者の費用の支払いが明確に証明できないもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経費区分の明細がなく（実施した事業の内訳がわからず）一括で支払われている経費</li> <li>・補助対象事業以外の取引と混同して支払いが行われている経費（補助対象経費が明確に区分されている場合を除く）</li> <li>・補助事業者以外が発行する手形・小切手ででの支払いの場合</li> </ul>